

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】令和1年5月9日(2019.5.9)

【公開番号】特開2018-70864(P2018-70864A)

【公開日】平成30年5月10日(2018.5.10)

【年通号数】公開・登録公報2018-017

【出願番号】特願2017-186460(P2017-186460)

【国際特許分類】

C 08 J 5/00 (2006.01)

C 08 L 27/12 (2006.01)

C 08 K 5/14 (2006.01)

【F I】

C 08 J 5/00 C E W

C 08 L 27/12

C 08 K 5/14

【手続補正書】

【提出日】平成31年3月22日(2019.3.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

光輝性を有し、フッ素ゴムを含み、

$L^* a^* b^*$  表色系における  $L^*$  値の 15 度における値と、110 度における値との比 ( $L^* 15 / L^* 110$ ) が 1.10 ~ 10.00 であることを特徴とするフッ素ゴム成形品。

【請求項2】

20 度鏡面光沢度と 60 度鏡面光沢度との比 (20 度 / 60 度) が 0.10 ~ 0.70 である請求項1記載のフッ素ゴム成形品。

【請求項3】

臭気指数相当値がカレー、マスタードいずれかの場合に 20 以下である請求項1又は2記載のフッ素ゴム成形品。

【請求項4】

臭気指数相当値がカレー、マスタードいずれの場合でも 20 以下である請求項1又は2記載のフッ素ゴム成形品。

【請求項5】

パーオキサイド架橋可能なフッ素ゴム、パーオキサイド系架橋剤、架橋助剤、及び、光輝性顔料を含み、

前記光輝性顔料は、酸化チタン被覆マイカ、酸化鉄被覆マイカ、ガラス基材、ガラスフレーク及び虹彩性フィルムからなる群より選択される少なくとも 1 種であるフッ素ゴム組成物。